

## 書評論文：内尾太一『復興と尊厳 — 震災後を生きる南三陸町の軌跡』

飯 島 淳 子

### I はじめに

「復興」と「尊厳」はそれぞれに、わが国の社会的・政治的状况に応じて常に議論の対象となってきたと言ってよい。では、この両者を結びつけて議論することはどのような意味を持ちうるのか。『復興と尊厳』という本書のタイトルはそれ自体、こうした素朴な関心を駆り立てるインパクトを有している。

本書は、東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県南三陸町をフィールドとした「五年間の復興過程を辿ったエスノグラフィ」（ii頁）である。著者は、被災者にとって「尊厳とは何か」、そして「人類学は何の役に立つか」という2つの問いを立て、「人間の安全保障」<sup>(1)(2)</sup>と「公共人類学」<sup>(3)(4)</sup>をキーワードとして選びとった（ii—iii頁）。目指すの

- 
- (1) 国連開発計画（UNDP）『人間開発報告書1994』において初めて言及された人間の安全保障という概念は、「安全保障の焦点を個々の人間に向け、国家の安全保障を補完する役割として構築され」、「人間の生にとってかけがえのない中核部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」（人間の安全保障委員会『安全保障の今日的課題』（2003））という定義を与えられている（2頁）。
  - (2) アマルティア・セン（東郷えりか訳）『人間の安全保障』（集英社新書、2006年）参照。
  - (3) 「公共人類学は、人類学の学問的伝統を受け継ぎつつ、脱アカデミズム、自らの研究営為の公益的側面、調査対象者を含む市民との対話・協働・共有など、「学界以外」の社会領域との接点を重視する分野」（20頁）であるが、「現代の人類学においては、社会領域に積極的に関わろうが、意図的に関わるまいとしようが、いずれの研究的立場ももはやその「正しさ」を守りきるのが難しくなっている」（23頁）。
  - (4) 「公共人類学」という言葉は、1990年代後半のアメリカで登場し、日本でも2000年代に入ってから用いられるようになった（山下晋司「公共人類学の構築」同編『公共人類学』（東京大学出版会、2014年）3頁以下）。

は、まず「人間の安全保障がどのようなものかを、自身のフィールドとなる地域の文脈で解明していくこと」、そして「対象地域で生きる人々の生活や思考様式、集団で共有される価値観などの特徴を明らかにした上で、その地域を超えて適用できるより普遍性の高い「災害下での人間の生のあり方」へと考えをめぐらせていく」ことである（11-12頁）。公共人類学という「尊厳」すなわち地域文化に根差した尊厳を視座として（19頁）、本書は、「人類学は、災害を研究することに加えて、とりわけ援助という倫理的な事柄をめぐって、災害対策のために何ができるか」、「人類学の学術面に関して必ずつきまとう亡霊、すなわち理論と実践の関係をどうするか」という問題に取り組むことになる（24頁）。以下では、5年にわたるフィールドワークに基づく時間の経過に沿った事例研究（Ⅱ）とこれを基にした公共人類学の観点からの考察（Ⅲ）を紹介し、若干の分析を加える（Ⅳ）。

## Ⅱ 3つの事例研究

### 1 第二章「人道的支援と痛みなき抑圧」

第二章は、「既存の支援のあり方に対して、人類学的贈与論の視点と民族誌的データを提供した上で、被災者／支援者の関係の発展的イメージを描き出す」ことをねらいとしている（114頁）。

「一 大規模自然災害下の贈与論」では、人類学的な贈与論に基づく被災地支援の性格付けが行われている。贈与論によると、支援という贈与は、贈り手である支援者にとっては応答可能性（responsibility）としての「責任」（91頁）の遂行となる一方<sup>(5)</sup>、貰い手である被災者にとっては、一方的に続く贈与に対する申し訳なさ、扱いきれなさといった精神的負債となる（93頁）。被災地支援は、遠隔からの匿名の贈与、すなわち、純粋度の高い善意であると同時に誰もが恩恵に預かり得るといふ循環が欠如しているがゆえの負債感を生じさせる（94-97頁）。「非対称的な関係の下に支援が継続するとい

---

(5) 応答性ないし応答責任とは、調査地の人々への、そして彼らが直面する問題へのコミットメントである（清水展「応答する人類学」山下編・前掲注4）21頁。「人類学者自身が、フィールドワークをとおして調査地の人々と深く結ばれてしまっていることを自覚し、自らがそうした回路のひとつとなり、先方からの呼び掛けに積極的に応えてゆくことをとおして、たとえ細くても海を越えた公共空間を作ってゆくことに貢献する」（同上34頁）。

うことは、被支援者側にとって「脆弱な存在」として憐れみの眼差しを向けられ、情けをかけられ続けることと同義である。それは、自らの存在が価値をもち社会的に自立していると感じることに対する自信を揺るがせる」（100頁）という構造的な問題に転じ得ることになる。

「二 善意による負債」では、被災者にとって、支援を受け続けるということは、例えば「昼はパチンコ、夜は居酒屋」と巷で言われた問題の共有を通して、世間の目に敏感になり、支援に対する負債感が増大した結果、個々人を超えて「被災者」のラベルが押しつけられ、「自立」への動きが加速されていった（109－111頁）<sup>(6)</sup>。同時に、支援者側も、自らの役割と被災者の本音の間でのジレンマを抱え、支援者という仮面（113頁）に葛藤することになる。

「三 被災者からの返礼」では、こうした中で、「被災者と支援者の関係の在り方そのものを、当事者間で考えていく」（114頁）段階に至る過程が、著者の具体的経験（支援物資のおすそわけ、日常生活上のもてなし、仮設住宅での夏祭りにおけるゲストとホストの関係性等）を手掛かりとして描き出されている。こうした被災者からの「返礼」という行為の背景には、地域文化的特性ともいえるべき価値観や習慣も作用していた」（119頁）。

## 2 第三章「巨大防潮堤と復興のまちづくり」

第三章は、「震災復興の中で培われる人々の災害と安全に関する価値観に迫ること」を目的としている（129頁）。災害から2年という時間の経過は、仮設住宅使用期限という一つの区切りであり、「まちづくり」の主体が被災者となる時点である（141－142頁）。

「一 日本における津波対策の変遷」では、「津波」という言葉を初めて用いた「津波対策の推進に関する法律（平成23年6月24日法律第77号）」、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日法律第123号）」、そして「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に関する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）」が取り上げられ、これらの法律を介して「生命、身体及び財産の保護」が公共事業推進のレトリックになっていること（136頁）、ここには、人間の安全保障という

---

(6) 「与えられたものを食べて、与えられたものを着て生きていだけなら私たちは家畜と変わらない。私たちはそろそろ被災者から復興者にならないといけない」（110頁）という住民の語りが紹介されている。

生存と生活はあるが、尊厳は入っていないこと（139頁）が指摘されている。

「二 巨大防潮堤の受容プロセス」では、防潮堤の建造に関する合意形成に関心が向けられる。「なぜ、こうした反対の声が、防潮堤計画を退けるまでには至らなかったのか」（147頁）という疑問に対し、「住民同士の防災をめぐる価値論争ではない。防潮堤を望まない人々が、相手取っていたのは全くレベルの異なる主体であった」（148頁）という応答がなされた。「防潮堤をめぐる国家と個人の関係、その意思決定の手続き」（155頁）とは、「行政と住民との間の町の将来に関する主導権をめぐるせめぎ合い」であり、しかも「防潮堤建造計画に対する抵抗を徐々に沈めていくようなプロセス」であった（149頁）。例えば、災害危険区域の指定は、南三陸町のQ & Aに拠ると、「〔海に近いところでの暮らしを求めれば〕必要な高さの防潮堤を容認しなければならなくなる。さらに、防潮堤の高さで災害危険区域も変わってくるため、建造計画の見直しを求める運動の展開は、結果的に町全体の復興を鈍化させる、という見方が、行政サイドはもとより、住民間にも共有されていった」（150—151頁）。また、「生命、身体、財産を守ることを掲げる一連の理屈」や「科学的見地からの説明」は、「行政側の「強力な武器」」となる（152頁）。こうした中で、著者は、巨大防潮堤が積極的に受け入れられないとすれば、そこに何が欠けているのだろうか（156頁）と問い、行政主導の復興を批判し続けるだけではなく、「〔現代の物質文化を享受する〕筆者とも多くの共通項が見出せる人々が、被災後に自らの地域の中から、何を復興に活力を与える要素として再発見し、どのように抽出するか、に目を向ける」（157—158頁）に至る。

こうして「三 復興の象徴としての自然の活用」では、被災者自身が「自然の中に故郷の価値を探し求める」（159頁）という答えが見出された。著者は、災害の象徴表現に注目し、これを「緊急事態に遭遇した際、それを乗り越えるために、咄嗟に伝統を使いこなすような人間のあり方」（159頁）であるとす。この手法は、「被災者の物語る復興」すなわち「物語復興に、悠長に構えてもいられない被災地のまちづくりの過程において、地域の復興の縁となるイメージを再現前させる手法、という意義を付与する」（162頁）。実際、南三陸町では椿<sup>(7)</sup>物語復興が進められている。椿物語復興という言葉の下に、津波防災への椿の活用（津波の避難経路を椿の並木道にすることや、防潮堤の内壁を椿で緑化すること）を通して、「〔椿の〕象徴的意味を取り出し、それを物語

---

(7) 津波の海水を被った杉の人工林が茶色く枯れる中、沿岸部の原生植物である椿は同様の状況で生き残った（163頁）。

ることによって、地域への愛着と将来の防災を両立させるような様々な人のつながりがつくり出されている」（167頁）。

### 3 第四章「記憶の保存と被災地のこれから」

被災者の経済的な自立に向けた「現在」（第二章）、被災地の物理的な再建という「未来」（第三章）の後、第四章では、「震災復興過程という非日常と、その先に待つ日常を架橋する手がかりを見出す」という「過去」（172頁）が取り上げられる。

「一 死者の尊厳を守ること」<sup>(8)</sup>では、従来、尊厳は生きている人を対象としてきたのに対し、死者の尊厳を維持する取り組みに注意が促され、「被災者の尊厳の射程を一部、死者の領域まで広げておく必要」（173頁）が強調される。震災直後における遺体の扱いから、震災復興過程における慰霊の催しや教訓の継承のありようまでを描写することを通して、「ある種の崇高さを帯びるようになった死者の集合体は、それぞれの死のディティールが時間の経過とともに削ぎ落とされていきながらも、長きにわたって災害の事実を証明する役割を果たしていく」（177頁）ことが裏付けられている。

「二 震災遺構をめぐるジレンマ」では、慰霊や教訓に留まらない生活様式として、災害文化の再編過程（182頁）が、南三陸町防災対策庁舎の保存と解体をめぐる議論を通して描出されている。この議論は、第一段階では、町内の問題であり、遺族中心の問題であったが<sup>(9)</sup>、第二段階では、県や国の関与によって、多くの人々の利害に関わるようになる<sup>(10)</sup>（187－191頁）。防災庁舎は、2031年までの20年間、震災遺構として県有化の下で管理と保存がなされることになった。震災遺構の「公益性」を遺族としても引き受ける姿勢が一部では見られるものの（192頁）、著者は、震災遺構化は、生者と

(8) 関谷雄一＝高倉浩樹編『震災復興の公共人類学』（東京大学出版会、2019年）も参照。

(9) 町長による解体方針の発表（2011年9月20日）の後、遺族によって、解体の延期と再考、保存、早期解体という3種類の陳情書が議会に提出されたが（2012年8～9月）、一部遺族による町長の告訴の結果、県警の現場検証の必要から町長が保存延長の意向を表明した一方（2012年8月）、議会は早期解体を促す陳情書を採択し（2012年9月）、結局、倒壊の危険性、保存費用の問題、撤去費用の県負担の期限等を考慮して、解体方針の決定が行われた（2013年9月）。

(10) 宮城県知事の提案を受け、復興大臣が、市町村各一カ所につき、住民の合意形成や新しい町づくりとの整合性などを条件に、震災遺構の保存費を一部負担することを表明し（2013年11月）、宮城県震災遺構有識者会議の設置（2013年12月）と報告書提出（2015年1月）を受けて、県が20年間（2031年まで）の県有化の下での管理と保存を提案したところ（2015年1月）、町はパブリックコメントの結果、6割の賛成が得られたため、県の提案を受け入れることとした（2015年5月）。

死者の関係における「本来性」を取り戻す過程とはならず、公共性の高い記念建造物としての側面が強調されていくのではないかと分析している。

以上のような「公的に死者を象徴する場が形成されていくまでの過程」に対し、「三復興における死者の役割」では、被災者の日々の生活の中で築かれる死者との様々な関係が抽出される。慰霊と教訓のみに留まらない死者と生者の微妙で複雑な関係を記述するという、人類学的フィールドワーカーの一つの役割（197頁）に照らし、復興過程を生きる人々の考え方や行動が具体的事例を通して描写されている。

### Ⅲ 理論的考察

#### 1 第五章「人間の安全保障と被災者の尊厳」

以上の事例研究に基づいて、第五章では、「公共人類学の立場から人間の安全保障論が展開され」、終章では、「将来の大規模自然災害を想定し、より汎用性の高い、被災者の尊厳を守るための問題発見の枠組み」が提示される（iv頁）。

まず第五章「一 東日本大震災の公共人類学の可能性」では、事例研究が被災者の尊厳の回復過程として次のように整理された。すなわち、「被災者の尊厳は、発災によって危殆に瀕するとともに（第一章）、復興過程の中でも傷つけられ、その都度、ローカルな解決策が自らによって見出されていくものであった。支援現場で互酬性がまた働き始め（第二章）、防潮堤建造計画が進む中で自然への愛着が取り戻され（第三章）、そして、震災発生が過去の出来事になるにつれて津波災害の死生観は安定していった（第四章）」（210頁）。このように、「震災復興は、外部から救おうとする流れと、内部から立ち上がろうとする流れが、ぶつかり合いながらダイナミックに進展していく」

（210頁）。公共人類学に基づくフィールドワークは、外部と内部の中間に立ち、「民族誌的な考察を通じて、震災復興における実践的な枠組みを発展させる」可能性を有するものであり、本書は、「公共人類学による人間の安全保障の理論的更新の試み」として、「学問の公共性」を目指すことになる（211頁）。

「二 脱力の必要性」では第二章の考察がなされる。ここでは、人間の安全保障の一要素であるエンパワーメントが、克服すべきターゲットに設定される。というのも、「[エンパワーメント]の実践においては、外部からの働きかけによってパワーが与えられることに始まり、当事者自身の行動によって最終的に実現される、という道筋が想

定されている」（213頁）が、「エンパワメントのために継続されていた支援活動も、「被災者」のカテゴリの堅持、すなわち復興過程におけるディスエンパワメントに転じ得る」（214頁）からである。焦点は、「抑圧からの解放を意図するエンパワメントそのものに内包された権力性」（214頁）に定められる。こうして、尊厳を維持しながら支援を続けるための枠組みの提示が試みられる。著者は、自らの経験に照らして、「支援者と被支援者の関係も、いつしかかけがえのない個人同士になる」「その切り替わるタイミング」（216頁）を注意深く見極めることを主張し、「寄り添う」ということ、すなわち、「様々な内外の支援者から一方的な贈与を受けてきた被災者に対して、返礼を受け取る相手としての役割も果たす」こと（217頁）を手掛かりとして、アンパワメント（unpowerment）の実践を提唱するに至る。アンパワメントとは、「被支援者側のエンパワメントのための支援者側の意識的なセルフ・ディスエンパワメント」である（218頁）。著者は、事例研究を通じて、「誰が助け、誰が助けられているのかが大した問題ではないような状況での協働が実現することは、支援者と被支援者の発展的關係におけるひとつの到達点」であり、「ホスト／ゲスト関係の成立は、……被災者支援の終焉を予感させるものである」との答えを探し出す（219頁）。最終的に、被災地観光によって、「災害から立ち直った人間の強さを学び知る」ことで、アンパワメントは完了する（220頁）。

「三 防災インフラの内側より」では第三章の考察がなされる。ここでは、「人間の安全保障においてエンパワメントと双肩をなす保護」（221頁）が取り上げられ、「被災者と国家、すなわち個人とシステムの関係」（220頁）を対象として、国家主導の保護を、被災者の尊厳の問題として読み解く作業がなされる。システムとしての国家は、「「命や暮らしを守る」という金科玉条の下、震災復興に積極的に介入し、被災者の生を管理し方向付けようとする」（224頁）。「均質な安全性と引き換えにできあがるのは、陸海を隔てる人工的で画一的な景観である」（225頁）。これによって、「震災復興過程で高まりを見せていた人々の主体性と地域の固有性」（225頁）が脅かされることが、尊厳の具体的に意味するところであるとされた。だが、国家の論理に屈しつつも、人々はさらに、自主的に独自の復興や防災を目指そうとしていることも、事例研究から導出される。南三陸町椿物語復興は、「外向きには、まちづくりにおける主体性や固有性の獲得に向けたある種の抵抗の形態をつくり出すために、内向きには、自然の中から取り出した価値観の共有によってコミュニティの結束を強めるために」（226頁）語られている。こうした象徴の操作を通じて、「国家による介入の結果を地域に根付く

解釈で上書きしていく」（227頁）営みが繰り広げられている。

「四 死者を排除してきた枠組み」では第四章の考察がなされる。尊厳は、一般的論理としては生者と死者を分け隔てる認識論的枠組みであるが<sup>(11)</sup>、著者は、尊厳の概念は死者を排除しないと批判する。「災害による大量死は、死者ひとりひとりのかけがえない人格の喪失、という意味で、極めて個人的な出来事の集合である。しかし同時に、その重大さゆえに、その個々人と直接関係をもたない人々を含む公共にも、様々な影響を及ぼす」（230頁）。人類学の知見に基づいて、災害の教訓継承における死者の位置付けが描写され、死者に向けられた視点を人間の安全保障の枠組みに導入することが主張される<sup>(12)</sup>。

## 2 終章「復興と尊厳」

事例研究に基づく理論的考察を踏まえて、終章では本書の結論が示される。著者は、公共人類学の見地から、「生存」「生活」「尊厳」三者の関係の図式を改めることを主張する。すなわち、「人間の安全保障は、尊厳という構成要素によって、その枠組みを内側から再考する必要性に迫られることになる。まず、物質的充足をもたらす支援を拒む人々（第二章）によって、エンパワーメントが内包する権力性が露わとなった。次に、巨大防潮堤の建造に難色を示す人々（第三章）によって、国家による保護を受けることの代償がうかがい知れた。そして、痛ましい死をあえて身近なものとする人々（第四章）によって、人間の安全保障における死者の位置付けの再検討が促された」（241頁）。

従来の人間の安全保障の枠組みは、「まず致命的な恐怖、次に致命的な欠乏、そしてそれよりも広義の欠乏<sup>(13)</sup>、最後のゴールに尊厳」というように、「[尊厳の]領域の確保を、生存や生活を守った先の目標に据えている」（242—243頁）。これに対して著

---

(11) 「死者とは、人間の安全保障の枠組みの外に出てしまった、二度とは戻らぬ人々を指す。その代わりに、大量死は数値に変換された事実として強調され、さらなる事態の悪化を食い止めるため、生き残った人々への介入に正当性を与える。つまり、人間の安全保障が厳守しようとしている一線は、人間の生存と死亡の間に引かれている」（229頁）。

(12) 「「死者はなぜ助からなかったのか」という問いに思考をめぐらせる」という「今は亡き死者に近づこうとするこの思考こそ、逆説的に、来たる津波からの生存に資するものとなる」（236頁）。

(13) 憲法前文は、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と謳っている。脅威には、恒常的な脅威と日常から突然断絶される脅威という2種類の脅威がある（関谷雄一「人間の安全保障」山下編・前掲注4）231頁以下）。



者は、「人間の安全保障は、実のところ、「生存、生活」と「尊厳」の間に、調和とは逆の矛盾や葛藤を孕んでいるのではないだろうか。しかも、その緊張関係は、段階的というよりも、生存や生活を守るための実践と並行する形で、繰り返し現実に作用する」（243頁）として疑問を投げかける。従来 of 図式に代えて著者が提示するのは「生存、生活／尊厳」という図式である。著者によると、外部からの働きかけがなされる「生存・生活」の領野に対し、社会的弱者としての被災者像を引き受け、まちづくりの主導権の明け渡しを余儀なくされ、死者の個性や遺族の当事者性が薄められていく事態を深刻なものとして捉える被災者の思考の中に、「尊厳」の現れ方が示される（245頁）。そして、二項対立的な状況を乗り越えるための糸口が、被災者自身によって見出され、震災復興の大局に流されないローカルな秩序が築かれていく。このような対処法は、地域に根付く文化的価値観を反映したものであり、また、人為的な介入に対する焦燥感や危機感を引き金に呼び起されたものであった（245頁）。

「生存、生活／尊厳」という図式は、「それらの間で生じる摩擦を、早期発見するための観察や分析の視点を提供するもの」（244頁）として提示された。そして、「「生存」や「生活」が守られていく過程で、被災者にとって、損なわれていく何か、満たされない何か、があることは〔どの災害の被災地においても〕共通しているはず」であり、「本書は、それを被災者の尊厳として捉え」、「そうした尊厳の実態を解明しようとしたものである（268頁）ことが、「あとがき」で再確認されている。

## IV 分析

本書は、「人間の安全保障」と「公共人類学」をツールないし“武器”として、被災者の尊厳と人類学の意義を問うものである。したがって、読者の関心は、公共人類学を掲げる本書が何を問題としているのか、公共人類学として論じる意味はどこにあるのか、に注がれることになるだろう。以下では、学問的方法論としての公共人類学の意義を確認しつつ、著者の主張を吟味した上で(1)、いくつかの公法学的見地からの読み直しを試みる(2)。

### 1 公共人類学による人間の安全保障論の再構築

著者は、本書のなかで繰り返し、自らの学問的方法論を確認し、その正当性を証明しようとしている。本書全体にわたって、研究者としての出発地点における誠実な模索の

跡が刻まれているといえよう。

著者の“敵”は、人間の安全保障論である。著者によると、世界を認識し編成する理念・原理である人間の安全保障論を、公共人類学は、地域の文脈で解明し、フィールドから解釈するが、「その際にキーワードとなるのが尊厳である」（12頁）。人間の安全保障論の発展のなかで、人類学の対象である「文化」は、人間の安全保障における「尊厳」の構成要素に既に取り込まれていたのである。「人間の安全保障の論点として尊厳をさらに突き詰めていった先に、どのように視界が開けるのか、どのような行動の指針を示すことができるのか」（18頁）を被災地から考えるために、著者は、公益性の高い組織をマネジメントし、問題の解決に取り組むと同時にフィールドワークを行う（19—20頁）ことを、公共人類学の方法論として自分なりに打ち立て、実践に移した。

こうした方法論に基づく学問的挑戦の成果として、著者は、「生存、生活／尊厳」という図式を提示した。この成果のエッセンスは、「人間の安全保障は、尊厳という構成要素によって、その枠組みを内側から再考する必要性に迫られることになる。まず、物質的充足をもたらす支援を拒む人々（第二章）によって、エンパワーメントが内包する権力性が露わとなった。次に、巨大防潮堤の建造に難色を示す人々（第三章）によって、国家による保護を受けることの代償がうかがい知れた。そして、痛ましい死をあえて身近なものとする人々（第四章）によって、人間の安全保障における死者の位置付けの再検討が促された」（241頁。下線部評者）という記述に凝縮されていると考えられる。下線部こそ、従来は“見えていなかった”ことを、「尊厳」を考察するという方法によって著者が“見える”ようにしたと言えるからである。

しかし、著者の主張のなかには、“門外漢”にとって必ずしも明瞭ではない部分もある。研究会では、公共人類学の学問的貢献を望む立場から、以下のような疑問、批判ないし解釈が加えられた。

第一に、本書の事例研究を人類学の最大の武器である負債論として読み通すことについて。負債論は、明示的には第二章でしか用いられていない。しかし、例えば、第三章に関しても、“勝手に与えられた”支援によって負債を負ったが、その負債を誰に返せばよいのか分からないという（第二章の事例と同様の）状況に置かれたなかで、支援に抵抗しないことによって負債を返却していたとする解釈がありうる。第四章に関しても、死者の尊厳について、生存者として負債を返すことに焦点を当てた解釈がありうる。確かに、文化は、人類学の特権の対象であるが、例えば、椿（南三陸町椿復興物語）は、伝統を使いこなす災害の象徴表現として性格づけられているものの、それ以上の分析は

なく、得体の知れない尊厳になってしまっているという批判も向けられよう<sup>(14)</sup>。

第二に、「尊厳」について。著者は、「尊厳」という視座が当事者の主観を取り込む役割を果たすことを強調している（242頁等）。ここにいう主観は、グローバルな俯瞰的視座や国際標準をとる客観主義（11頁）と対置されている。「災害の当事者にとっての不安（insecurity）や屈辱（indignity）の源を特定すること」（11頁）という表現からも、「主観」の意味するところは「当事者」にあると解されよう。仮にそうであるとして、「当事者」には、個人と複数の個人とが明確に含まれていることから、次のような疑問が生じうる。すなわち、著者は、個人の尊厳から、複数の個人によって共有される「集合的な被災者の尊厳」へと至ると、社会に対する問いかけとなる（89-90頁）と理解しているが、ここにいう「尊厳」には内容の変化があるのではないか。個人のレベルから複数の個人のレベルに移るなかで、いわば個人的な（individual）尊厳から人間関係（human relationship）のなかでの尊厳となり、人間関係のなかでカテゴライズされ、捉えづらくなるその尊厳をどう守るかが問題とされているのではないか、という疑問である。例えば、地域への愛着と将来の防災を両立させるような様々な人のつながり（167頁）は、複数の個人によって共有されている「尊厳」となりうるが、これを著者は「地域文化」と呼んでいる。「地域文化」は、個人を前提とした点（個人）と線（人間関係）のネットワークではない“何か”として想定されている。こうした点と線ではない“何か”は、（少なくとも法的には）捉えがたく、守られ難い。

第三に、「生存、生活／尊厳」について。著者の理論的考察の主眼は、「生存」「生活」「尊厳」三者の関係の図式を書き換えることにあると解されるが、第二の点からの展開の仕方における難点に加え、従来のテーゼとの違いがどこにあるのかは必ずしも明瞭ではない。人間の安全保障における尊厳は、単なる生存を超えたところ（17頁）から「第三の自由」への（18頁）変容を遂げている。これは、第一段階の生存、第二段階の生活、第三段階の尊厳という階段状の図式であると言える。対して著者は、生存・生活という軸と尊厳の軸を並べるといふ図式を提唱したように見える。生存・生活があっても尊厳はないことの問題性や、生存・生活はないが尊厳はあるという考え方（死者の尊厳）が提示されたことになる。確かに、生存・生活が守られたとしても尊厳が損なわれていることを問題として取り出すための図式は必要であろう。だが、生存・生活と尊厳

---

(14) なお、著者は、南三陸町における「講」を紹介しているが（48-50頁）、「講」を理論的考察の足掛かりとはしていない。

のいずれが大切であるか、たやすく答えを出すことはできまい。また、遺体の扱いの実態に照らしても、刑法が墳墓発掘罪（189条）、死体損壊罪（190条）、墳墓発掘死体損壊罪（191条）等を定め、これらを保護法益としているという法制度に照らしても、こうした意味では日本では尊厳が尊重されているとも言える。

第四に、以上の諸点を包含する本書の論理展開について。著者は、事例研究を時系列に沿って行ったことを重要なポイントとしているが、時間の経過が事例研究にどのように影響したのか、必ずしも説得的に示していない。著者によると、本書の事例研究は、被災者が「復興者」になっていく経過であり、第二章—第三章—第四章は、被災者の主観における「今」と「現在—未来—過去」がどのように関係しているのかに対応している（171—172頁）。だが、第二章での状況は第三章・第四章の時点でも起こりうるものであるのに加え、個人と複数の個人という捉え方にしても、「生存・生活／尊厳」という図式にしても、単純に時系列的経過から抽出されたものではない。事例研究を時系列に“きれいに”整理することによって、かえって捨象されてしまったものもあるのではないかと思われる。

## 2 別の視点からみた本書の意義

### （1）公法学との対比

そこで、本書とは別の視点から読み直すことを試みる。まず、公法学との対比を通して、本書にいう「尊厳」の意味をもう少し探してみたい。

公法学とりわけ憲法学では、個人の尊厳が中核に据えられている（憲法13条）。現行法制度上「尊厳」という言葉を用いる法令は、福祉分野を中心として、35本存在している。その中には、①「基本的人権を享受する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される」という定式<sup>(15)</sup>等を用いたり<sup>(16)</sup>、②尊厳が重んぜられることと、対等であることないし不当な差別的取扱いを受けな

---

(15) ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推移に関する法律（平成30年法律第100号）、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、障害者基本法（昭和45年法律第84号）。

(16) 関連して、「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」という表現を用いる規定や、尊厳の保持と生活を結びつけて用いる規定が存在している。

いことを結び付けたり<sup>(17)</sup>、③尊厳の保持を社会参加と並べて（つまりは別個に）規定したり<sup>(18)</sup>している例がある。ここから、現行法令上の基本的な扱いとして、「尊厳」は、（政治ではなく）生活の局面で論じられており、一方で、国家との関係では<sup>(19)</sup>、「尊厳」は、国家によるサービスの提供を要請する積極的地位と結びついており、他方で、社会との関係では、「尊厳」は、対等性を要求すること、また、参加とは別個であることが分かる<sup>(20)</sup>。

このように、公法学は、「尊厳」を個人に認め<sup>(21)</sup>、かつ、国家に対する関係ないし社会に対する関係において保護することを任務としている。これに対し、本書はまず、尊厳を「人々の主体性と地域の固有性」（225頁）に見出している通り、（個人ではなく）人々ないし集団や地域ないし（広義の）土地にも「尊厳」を認めている。こうした尊厳は、確かに守られなければならないと認識されているが、その相手方は、支援者であったり（被災者の尊厳）、国であったり（巨大防潮堤の建設に抵抗する住民の尊厳）、生者であったりする（遺体・死者の尊厳）。そして、尊厳の守り方は、当事者による「ローカルな秩序」の形成という方法に特徴を有している。仮に、公共人類学を方法論とするがゆえに、社会事象を（単なる事実としてではなく）秩序として捉えることができ、「地域文化」への着目ゆえにこのような構成が可能であるのならば、本書はまさしく所期の目的を果たしたことになる。ただし、尊厳の主体の曖昧さは、戦わなければならない相手方と戦うための方法の曖昧さを伴う。本書の事例研究が示すように、人々が困難の末にこれらを突き止め、成果を挙げた場合には、成功事例となるが、そうでない場合には、尊厳が存在する

- (17) ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推移に関する法律（前掲）、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）、障害者基本法（前掲）。
- (18) ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推移に関する法律（前掲）、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）、障害者基本法（前掲）。
- (19) 判例上は、個人の尊厳は国家との関係において論じられ、その構成要素として、「人格尊重の原理（国家が各人を自己の生の意義を追求し続ける人格的自律の存在として扱わなければならないという原理）と個性性の原理（各人の自己の存在意義に関する解釈は一人ひとり異なっており、国家はその各人の多様な解釈を尊重しなければならないという原理）」（齊藤愛「『個人の尊重』の規範内容」法時91巻5号7頁）が抽出されている。
- (20) 以上については、拙稿「生活困窮者自立支援法の行政法学的考察」社会保障法研究35号（2019年）178-179頁の分析を基にしている。
- (21) なお、人間の安全保障も、国家の安全保障との違いとして、「個々の人間」に目を向けることを特徴としている。

こと自体が当事者にも社会にも認識されないままになってしまう。著者の提示する図式が武器たりうるかどうか、生の現実のなかで常に問われることになる。

## (2) 為政者の視点との対比

次に、被災者と対置される為政者の視点を（あくまでも）一つの事例を通して探ってみる。ここでは、立谷秀清相馬市長の手による『平成23年3月11日14時46分発生 東日本大震災 震災市長の手記』（近代消防社、2017年）を素材とする<sup>(22)</sup>。

ここで注目したいのは、市長が、生存・生活の保護—管理に当たってコミュニティの再構築を重視したことである。住民集団の再組織化によるコミュニティの形成・維持は、住民個人ではなく住民集団を基本的な単位とする点に加え、住民集団自身によるのではなく市長による再組織化がなされる点において、地方自治法上の建前とは大きくかけ離れている。にもかかわらず、市長がコミュニティを核としたことは、本書にいう「ローカルな秩序」の形成を想起させよう。本書に示唆を得るならば、市長の対応は、生存・生活の保護とコミュニティの形成・維持という形をとった“地域の尊厳”への配慮とを両立させようとしたものであるとも評されうる。生存・生活の保護という共同体の原初的使命を果たすための管理ないし行政は、地域文化すなわち尊厳を組み込むことも不可能ではないのである。もちろん、こうした実践は、個人—集団ないし地域—公権力の関係のなかで、コントロールの仕方をはじめ、近代法の枠組みに則った場合よりもはるかに微妙かつ複雑な対応を要する。現代社会において法制度上も重要性を増しているコミュニティを公の世界に位置づけるに当たって、適切に参照されるべきであろう。

## (3) 法学的観点からの翻訳～合意形成をめぐる<sup>(23)</sup>

以上を踏まえつつ、本書の事例研究のうち合意形成に関わる論点を法学的に翻訳することを試みる。

まず、防潮堤の建造に関する合意形成（第三章）を取り上げる。本書は、「災害と安全に関する価値観」（129頁）、「住民同士の防災をめぐる価値論争」（148頁）といったように、「価値観」という言葉を用いている。対して、最近の学際的研究

---

(22) 拙稿「地方自治の“原型”と“連携”」地方自治859号（2019年6月）2—18頁参照。

(23) 木村周平・西風雅史「現在から過去へ、そして未来へ——「復興」への手探りの協働」関谷＝高倉編・前掲注8）215頁以下も参照。

においては、利害や関心 (interest) だけではなく、「理由」 (reasons) という言葉が用いられている。「理由」には、道徳的理由、倫理的理由、実用的理由があるとされる<sup>(24)</sup>。防潮堤建造に関する合意形成は、そこにいう非理想的状況における合意形成<sup>(25)</sup>に当たる。恣意的な排除、相互性の毀損、アカウントビリティの欠如がなければ、非対称性の条件のもとでの合意形成も公正でありうるが、町が「科学的見地からの説明」と称していたとすると、公正な合意形成ではなかったことになる。また、「構造的合意形成」(非同意の表明を困難にする環境を形成する潜在的な構造)<sup>(26)</sup>という分析枠組みによるならば、「防潮堤建造計画に対する抵抗を徐々に沈めていくようなプロセス」は、まさしく、町のみならず住民が形成していた「構造」として炙り出されることになる。

では、法的には、合意形成という場面において住民はどのように扱われているのか。まず、防潮堤に関する定めにおける住民の法制度上の地位を見てみると、①津波対策推進法は、連携協力体制の整備(4条。「国、地方公共団体、大学等の研究機関、事業者、国民等の相互間の緊密な連携協力体制の整備」)の場面で「国民」を関与させている。②津波防災地域づくり法は、施策の策定・実施の際の配慮として「地域における創意工夫を尊重し」「地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めなければならない」(5条)と定めるのに加え、技術上の基準を参酌基準とし(29条2項)、都道府県知事による津波災害特別警戒区域指定に係る意見書提出手続を「住民及び利害関係人」に認めている(72条4項)。③国土強靱化基本法は、国の中核的な役割(8条6号)を謳っており、計画作成における意見聴取手続(17条7号)の対象のなかに、「都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者」を含めるにとどまっている。このように、法制度上は、住民は合意形成の主体として位置づけられているとは言い難い。ただし、実際には、例えば、宮城県と住民団体「志津川地区まちづくり協議会」が、防潮堤建設で干潟を損なうことのないよう、当初案より内陸側に最大30m移すことで合意したところ(2015年8月)、県が防潮堤の設計ミスを犯し、

(24) 齋藤純一「合意形成における理由の検討」金井利之編著『縮減社会の合意形成 — 人口減少時代の空間制御と自治』(第一法規、2019年)31頁以下。

(25) 同上38—41頁。

(26) 「構造的合意形成」は、「現象的合意形成(非同意の表明が提起された後に、それを撤回させるための顕在的な過程)」と対置されるものである(金井利之「国・自治体間の合意形成の構造」同上196—197頁)。

県担当者が説明会で陳謝した（2019年2月）という事案も発生している<sup>(27)</sup>。この事案では、住民団体は、干潟の保存という公共的利益を代弁し、合意形成に関与し、利益を一定程度実現したとも言えよう。

また、防潮堤の高さと災害危険区域（建築基準法39条）との関係に関して、南三陸町防潮堤建造計画（復興庁）では、堤防高は総合考慮によって決定するとされている<sup>(28)</sup>。そして、南三陸町は、シミュレーション基準、浸水深2m基準、ゾーン区分なしという形で、災害危険区域を比較的狭く設定している<sup>(29)</sup>。「災害危険区域の持つ意義は「将来的な自然災害リスクの軽減」と「被災者支援」に分けることができるが、多くの自治体では、被害状況や住民意向、地形的制約、時期的制約から、この2つの葛藤の中で危険区域を指定していること、そして、3つの指定基準〔区域基準・浸水深基準・ゾーン区分の有無〕の組み合わせにより、これらの両立を図っている<sup>(30)</sup>という分析に拠るならば、災害危険区域指定の「被災者支援」という意義の捉え方をはじめ、総合考慮というブラックボックスの中で、広範な行政裁量が認められることは否めない。

さらに、防災対策庁舎の保存と解体をめぐる議論（第四章）も法的検討に値する。防災対策庁舎は、公用物であり南三陸町の公有財産（自治238条～238条の7）であったが、県有化されることになった。この財産をめぐる、長、議会、遺族、住民が議論を交わしたのである。第一段階では、遺族間（私人間）の対立が議会への陳情というルートを通じて公的舞台上に持ち上げられたが、第二段階では、県と国の関与によって、県有化という公的施策に昇華され、遺族のみならずすべての住民がパブリックコメントという方法によって意思決定過程に関わった。代表民主制のルートと直接参加のルートがそれぞれ利用されたことになる。

この議論はフェーズを移して続いている。震災遺構の選定に当たって、一市町村1つというルールが外部の公権力（国、宮城県）によって設定されたがゆえに、選

---

(27) 河北新報2019年2月6日参照。

(28) 復興庁は平成23年9月9日に堤防高を公表し、本吉海岸についてはT. P. 9.8m（対象津波：明治三陸地震）、志津川湾についてはT. P. 8.7m（対象津波：想定宮城県沖地震）としつつ、公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する、としている。

(29) 松本英里・姥浦道生「東日本大震災後の災害危険区域の指定に関する研究」都市計画論文集50巻3号（2015年）1274頁。

(30) 同上1280頁。



定から漏れた建造物の所有者が、町の方針を批判し、訴訟提起という方法をとるに至った<sup>(31)</sup>。かくして、裁判所による介入・解決という方法を、合意形成過程としてどのように評価するかという論点も出現している。

## V おわりに

本稿冒頭の問いに立ち戻って、「復興と尊厳」を結びつけて論ずる意味を公法学的見地から捉え直すならば、一つには、「被災者の」尊厳なるものの解明が挙げられよう。「被災者」のラベルを背負ったままでは「尊厳」の確保は危うい。被災者は、支援者との関係では互酬性が成立して初めて「尊厳」を取り戻し（第二章）、国家との関係では、国家への抵抗そして関与によって国家の介入の結果を読み替えることでようやく「尊厳」を確保し（第三章）、死者に近づこうとする思考に立って教訓を得ることを通じて死者にも「尊厳」を拡張する（第四章）。ここに一貫するのは、立場の互換性である。すべての個人が尊厳を認められるに至ったという近代法の図式は、公共人類学の見地からは、具体的なコンテキストにおける立場の互換性でもって表されているとも言えよう。

もう一つの意味として、復興と「生存・生活」の関係との対比が挙げられる。現在の日本社会において問題とされるのはむしろこちらである。被災地は、“地方消滅”の危機のなかで疲弊が進み、“課題先進地”となるから、“創造的復興”を目指すといった論調は、復興と生存・生活を結びつけるものであると言えよう。これに対して本書は、地域文化を梃子とすることで、復興を尊厳に結びつけようとしている。その上で本書は、より普遍的な「災害下での人間の生のあり方」を考察しようとする。地域文化から「人間の生」への跳躍は、一般化・抽象化という学問的営為に拠るのであろう。

ただし、生存・生活に関しては、社会による応答責任としての贈与という人類学的正当化がなされているのに対し、尊厳に関しては、贈与論は貫徹されていない。支援者を含む社会に対しては互酬性によって（第二章）、国家に対しては、国家の介入の結果を読み替

---

(31) 阿部長商店所有の高野会館は、震災当時、芸能発表会に出席していた324人が屋上に避難して助かった建造物であるが、震災遺構として選定されず、また、議会に対する保存請願も不採択とされた（2018年8月24日。河北新報2018年8月25日）。阿部長商店は、被災地市街地復興土地区画整理事業の換地処分は無効確認訴訟を提起した（2019年5月13日。河北新報2019年7月2日）。この訴訟の実質的な背景には、震災遺構選定を含む町の復興方針に対する批判がある。

えることによって（第三章）、死者については、教訓を通した災害対策への影響を取り出すことによって（第四章）、尊厳の確保が図られるということは、公法学的見地からはそれぞれ、相互承認、自己決定、公共的事柄への関与といったキーワードを宛てることができるかもしれない。だが、これらの解釈が、公共人類学の一貫した理論によって支えられていると見てよいのか、評者には必ずしも明らかではない。

最後に、人類学ではなく「公共人類学」という「公共」のレッテルを掲げたとしても、学問が何の役に立つかという本書の問いは残る。これが公法学にとっても切実な問いであることは言うまでもない。「研究営為の公益的側面」が他ならぬ学術政策においても強く求められている今、「理論と実践の関係をどうするか」悩み抜いた本書の訴えかけを正面から受け止めておきたい。

（いいじま じゅんこ 東北大学法学部教授）

キーワード：復興／尊厳／生存・生活／  
公共人類学／人間の安全保障